

## 浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、青少年の健全育成活動や豊かな人間形成を図ることを目的として活動する青少年団体等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「青少年団体等」(以下「団体等」という)とは、次に掲げる条件を満たす団体をいう。

- (1) 青少年の健全育成を目的とする団体であること。
- (2) 活動の主体となる青少年が主として市内に在住又は、通学、通勤する団体であること。
- (3) 青少年健全育成の活動実績が1年以上あること。
- (4) 特定の営利活動、政治活動、宗教活動を目的としない団体であること。

### (補助対象団体)

第3条 補助の対象となる団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 浜松市子ども会連合会、ボーイスカウト浜松連合協議会、ガールスカウト浜松市協議会など設立趣旨を同じくする複数の団体等で構成される組織
- (2) 単位子ども会、ボーイ・ガールスカウトの各分団など単数の団体等

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、当該年度に補助対象団体が主催する事業のうち、原則として別表1に例示する事業とする。ただし、国県等他から補助を受ける事業は対象としない。

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げる経費の額から該当補助対象事業に対する寄付金、その他収入(本補助金を除く)を控除した額(千円未満切捨て)とする。

- (1) 需用費(消耗品費、会議等連絡費、印刷製本費)
- (2) 使用料及び賃借料(物品等の使用料、会場賃借料)
- (3) 報償費(講師謝礼、記念品)

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費と次に掲げる基準額を比較して、いずれか少ない方の額の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額が100,000円に満たない場合は、補助金を交付しないものとする。

(1) 基準額 1,000,000円(補助限度額 500,000円)

(補助金の交付申請)

第7条 補助対象団体は補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、9月末日までに提出しなければならない。この場合において市長は、必要に応じ、別に補助対象団体に関する書類の提出を求めることができる。

- (1) 補助対象事業計画書
- (2) 補助対象事業収支予算書
- (3) 補助対象事業資金計画書
- (4) 団体等の会則や規約
- (5) その他市長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があった場合、内容を審査し適当と認めるときは補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。なお、交付申請額総額が予算額を超えた場合は別に定める基準により補助対象団体の決定及び交付金額の決定をおこなう。

(概算払いの申請)

第9条 補助対象団体は補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払い承認申請書(第3号様式)に資金計画書を添えて市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の実施期間)

第10条 補助金交付の決定を受けた補助対象団体は、該当年度内に事業を完了しなければならない。

(完了報告)

第11条 補助対象団体は当該事業が完了したときは、次の各号に定めるところにより完了報告書を市長に提出しなければならない。この場合において市長は、必要に応じ、別に当該事業の収支を証する書類の提出を求めることができる。

- (1) 提出書類 ア 補助事業完了報告書(第4号様式)  
イ 補助事業実績報告書  
ウ 収支決算書  
エ 補助対象経費に係る領収書又はその写し  
オ その他市長が必要とする書類
- (2) 提出期限 事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の翌年度4月10日のいずれか早い日
- (3) 書類の保存 補助事業に係る全ての書類は、事業実施年度の終了後5年間保存すること。

(補助金額の確定通知)

第12条 市長は、前条の規定により補助対象団体からの完了報告があったときは、その内容を審査し適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助金確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求手続)

第13条 補助対象団体は、補助金確定通知書受領後10日以内に請求書を市長に提出しなければならない。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成25年4月1日より施行し、平成25年度から平成26年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、平成24年4月1日施行「浜松市子ども会連合会事業費補助金交付要綱」「浜松市ボーイ・ガールスカウト事業費補助金交付要綱」は廃止する。

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

（あて先）  
浜松市長

住所又は所在地  
申請者 名 称  
代表者 氏 名

補助金交付申請書

平成 年度において青少年団体等活動事業を実施したいので、補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的、内容
- 2 補助事業の経費の配分、経費の使用方法
- 3 補助事業完了期日、及び補助事業の遂行に関する計画
- 4 交付を受けようとする補助金の額、及び算出の基礎
- 5 補助事業に関して生ずる収入金の有無
- 6 添付書類
  - （1）補助対象事業計画書
  - （2）補助対象事業収支予算書
  - （3）補助対象事業資金計画書
  - （4）団体等の会則や規約
  - （5）その他市長が必要とする書類

浜松市指令〇〇第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度補助金として、下記のとおり条件を附して補助します。

金 円

記

条 件

- 1 補助金は当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業の内容、又は経費の配分を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。
- 3 補助事業の中止、又は廃止する場合は市長の承認を受けること。
- 4 補助事業が予定期間内に完了しない場合、又は遂行が困難になった場合、速やかに報告してその指示を受けること。
- 5 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めるときは当該補助金の全部、又は一部の返還を命ずる。
- 6 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- 7 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- 8 浜松市補助金交付規則に基づく市長の指示に従うこと。

第3号様式（第9条関係）

平成 年 月 日

（あて先）  
浜松市長

住所又は所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

補助金概算払い承認申請書

平成 年度青少年団体等活動助成事業費補助金について、下記の理由により概算払いを申請します。

記

- 1 概算払いを必要とする理由
- 2 概算払い金額
- 3 概算払いの期日
- 4 添付書類  
(1) 資金計画書

平成 年 月 日

（あて先）  
浜松市長

住所又は所在地  
報告者 名 称  
代表者氏名

補助事業完了報告書

平成 年 月 日浜松市指令〇〇第 号に係る事業が下記のとおり完了したので報告いたします。

記

- 1 完了の年月日
- 2 事業の成果
- 3 収支の状況
- 4 本事業に生じる収入金
- 5 補助金交付申請と相違した場合はその理由
- 6 交付確定を受けたい額
- 7 その他
- 8 添付書類
  - （1）補助事業実績報告書
  - （2）収支決算書
  - （3）補助対象経費に係る領収書又はその写し
  - （4）その他市長が必要とする書類

第5号様式（第12条関係）

浜 次 第 号  
平成 年 月 日

様

浜松市長

補助金確定通知書

平成 年 月 日付けの補助金事業完了報告書を審査の結果、下記金額を青少年  
団体等活動助成事業補助金として確定します。

記

金

円



別表 1

区分	事業の内容等
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①各種スポーツ・レクリエーション大会に関する事業</li> <li>②各種スポーツ教室の開催に関する事業</li> <li>③講演会、研修会等の開催に関する事業</li> <li>④季節行事、文化、芸術活動に関する事業</li> <li>⑤農業体験等に関する事業</li> <li>⑥野外活動に関する事業</li> <li>⑦会員数の増加に関する事業</li> <li>⑧青少年リーダーや青少年指導者の養成に関する事業</li> </ul>

## 浜松市青少年団体等活動助成事業費補助金補助対象団体等選定要領

### (選定の実施)

第1条 補助対象団体の選定は、交付申請額総額が予算額を超えた場合におこなう。

2 補助対象団体の選定は、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「専門分科会」という。）がおこなう。ただし、専門分科会委員が補助対象団体に所属するなど、直接関係する場合は、当該委員はその年度におけるすべての案件の選定に加わることができない。

### (選定の方法)

第2条 補助対象団体の選定は、下記の手順によりおこなう。

- (1) 委員は交付申請書類を別紙の基準により審査し、補助対象団体の合計点を算出する。
- (2) 複数の団体等で構成される組織による申請について、合計点の高いものから順に補助対象団体とする。
- (3) 前号により算出した交付金の総額が予算額を下回る場合は、単数の団体等について合計点の高いものから順に補助対象団体とする。

2 前項の選定にあたって、いくつかの補助対象団体が同点となることにより、その一部の補助対象団体の選定が必要となる場合については、委員の多数決によって順位を決定するものとする。同数の場合は会長が決する。

### (事務の実施)

第3条 専門分科会の招集、書類の調整等選定の事務一式は、こども家庭部次世代育成課がおこなう。

